

第7回旭市新庁舎建設市民会議 会議録

日時：平成29年1月31日

午前10:00～

場所：本庁舎3階委員会室

出席委員 12名

【会議 開会】

(市長あいさつ)

前回は平成28年1月22日で、第6回市民会議から、ほぼ1年ぶりの開催となります。

前回の市民会議では、新庁舎の面積算定の基礎となる現況調査の報告や、敷地に係る都市計画手続きについて報告させていただいたところであります。

都市計画手続きについては、多少時間はかかりましたが、現庁舎敷地と矢指地区に建設中の築山を、都市計画公園として定めることで、補助金関連も含め、旭市に有利な方向で、現在、協議及び手続きを進めているところであります。

また、3分の2の賛成が必要な重要事項を決する特別議決である「旭市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」を、第4回（平成28年12月）定例市議会へ提案し、市民の皆様方に理解をいただく事が重要でありましたが、結果として16人の賛成をいただき議決いただいたところです。

現本庁舎については、耐震性も無く、市民サービスの面からも、早急の建設が望まれており、条例改正が承認されたことから、建設のための手続きをスピード感をもって進めていきたいと思っております。

そこで、基本計画については、工期短縮の面から業務委託せず、市で策定することとし、今回、計画の素案ができたところであり、後ほど事務局から、今後のスケジュールも含め説明させますので、委員の皆様方の率直な意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これからも、市民の皆様方の意見を取り入れながら、市民にとって使いやすく、職員にとっても働きやすい庁舎を目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしましても、新庁舎が完成するまでに、現本庁舎は築55年以上を経過します。地震の多い日本で安全・安心は重要であり、旭文化の杜の一部に

新庁舎を建設することで東総文化会館や東部図書館といった文化ゾーンとともに、市民のゆとり、潤いのある空間にしていきたいと思っておりますので皆様のご支援ご協力をよろしく申し上げます。

(林会長あいさつ)

市民ファーストで進んでいくように、旭市にとってすばらしい庁舎となるよう、旭市また周辺市も含め考えた設計をしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

(委員紹介)

名取委員を紹介

事務局：新庁舎建設市民会議設置要綱の規定により、会長を議長とし、議事の進行をお願いする。

議長：議題1について事務局の説明を求める。

事務局：議題1「旭市新庁舎建設スケジュール（案）について」の説明。

- ・新庁舎の所在地番は、ニの2132番地となる。
- ・都市計画変更手続きは、旭文化の杜公園の一部変更と合わせ現庁舎敷地の約0.7haと矢指地区で進めている築山避難施設の約1.1haを都市計画公園として概要縦覧を実施した。
- ・公園整備に受けた補助金の協議は、返還を要さない方向で財産処分承認基準に沿って進めている。
- ・基本計画については、期間の短縮等を図るため外部委託せず庁内で作成を進めている。

議長：議題1に関する質疑及び意見を求める。

委員：都市計画公園の概要の縦覧で意見や質問はあったか。

事務局：意見の提出が1件ありました。内容は旭文化の杜公園への新庁舎建設の理由についてであります。意見については都市整備課と協議して進めていきたいと思っております。

議長：スケジュールどおり進めていけるか。

事務局：都市計画公園の変更については、国及び県からは、ほぼ了承をいただいているところである。今回の都市計画公園の縦覧は、概要縦覧であり、これから都市計画公園の変更（案）を作成し法定手続きとして縦覧を行う。その段階で、また意見をいただくこととなります。今回はその前段となります。

委員：縦覧にあった意見と同じように、まちのひとの声がある。なぜ旭文化の杜公園が選ばれたのかという事を前面に出していった方が良い。

事務局：新庁舎の場所が決定するまでの経過ですが、これまで市民の方の意見を2回いただいている。基本構想を策定する段階で4箇所の候補地を選定した時。その後、4候補地から1箇所を選定する段階。それらの段階で意見をいただくため資料を広報やホームページで周知して実施した。これまでの経過はホームページに掲載しておりますが、これからも周知していきたいと考えております。

議長：議題2について事務局の説明を求める。

事務局：議題2「旭市新庁舎建設基本計画（素案）について」の各章を分割して説明。

- ・第1章 基本計画策定にあたって
- ・第2章 新庁舎の整備方針について説明を行う。

委員：国土強靱化地域計画と基本計画の関係は。

事務局：災害があった時に、これだけは守るべきものとして強靱化し、地域を守るための対策をつくる。国が主導となり全国の中のモデル地区として旭市は選ばれ策定しました。災害から市民を守るという基本計画です。

委員：新庁舎建設にあたり、具体的に国土強靱化の内容が、どのように盛り込まれているのか。

事務局：市民の安全・安心を支える庁舎に記載されています。国土強靱化地域計画は、海岸の防潮堤などハード面も含まれていますが、庁舎の大きな目的は耐震性を有し業務を継続させる事です。庁舎が機能停

止に陥れば市民の安全・安心は守れません。新庁舎は防災拠点となります。現在は耐震性が不足しているため庁舎の建替えは当然ですが、行政機能を維持させるための構造体等はしっかり検討していきたい。

委員：日本は法治国家である。この基本計画（素案）の中で基本方針が示されているが、耐震性や環境負荷の低減、機能については法律に基づいて進めてもらいたい。例えば、日本の対面交通では歩行者は右側通行、車は左です。一般的に子供達も同じように教えられているはずである。最近施設内でも左側通行が増えているが、基本を変えず右側動線で考えて欲しい。

委員：環境にやさしい庁舎について、太陽光発電設備や使用部材の記載があるが、自分の経験の中で今の時期の学校はとても寒いです。玄関などが開放されたままになっているため仕方がないが、市役所も同じような状況が考えられる。例えば、市民の待合スペースなどは暖かくなるよう壁やガラスなどを厚くするなど、設計の段階になると思うが基本的事項として検討してほしい。

事務局：議題2「旭市新庁舎建設基本計画（素案）について」の説明。
・第3章 新庁舎の施設計画について説明を行う。

委員：新庁舎へ配置する課とあるが、スペースに余分はあるのか。

事務局：余分なスペースはありません。現在、新庁舎へ配置する課、配置しない課を記載しておりますが、将来の組織変更等に柔軟に対応できるように計画をしていきたいと思っております。

委員：新庁舎建設にあわせ、社会福祉協議会を庁舎内に配置できないか。社会福祉課との関係性を考えていただきたい。

事務局：社会福祉課と社会福祉協議会は、連携していくと考えております。現在、社会福祉協議会は飯岡保健センター内にありますが、一部でも新庁舎内に配置するなど、将来的な課題としていっているところです。

委員：新庁舎建設地は仁玉川に隣接しているので、現在の旭文化の杜公園

に整備されている1段低くなった調整池を活用して、仮に仁玉川が氾濫しても、庁舎の1階が浸水しないような地盤高を検討してもらいたい。また、市役所はお年寄りも来るので、急に体調が悪くなった場合に備え、救急車が到着するまで休む事ができる、救急が来るまでの一時的な休憩室を、看護ができる職員がいる部署に、隣接して設置してほしい。もちろん自動体外式除細動器（AED）も、わかりやすい場所をお願いしたい。施設内の階段の手すりですが、バリアフリー対応として、左右の両方に設置してもらいたい。

委員：建築構造について、耐震と免震のミックスで採用するという選択肢はないのか。例えば、庁舎が2棟に分かれる場合、免震の棟と耐震の棟という形で、費用対効果の面もあるが検討しても良いのでは。また、議会が上層階という考え方と、もし建物が2棟に分かれるのであれば議会は別棟という形も検討しても良いのではないかと。さらに、照明に関して光を屋上から引っ張ってくるなど様々な考え方があると思われる。建物の形が奇抜になってくるかもしれないが、省エネルギーで、お年寄りにやさしい庁舎となるようお願いしたい。公園に面しているので、建物が長方形でも、オープンスペースで繋がっていくような形であれば、より広く使えるし、夏などはイベントなどで庁舎と公園が一体となって活用できる。

事務局：建物の構造については、今後、地盤状況等を考慮して設計の中で検討していきたい。あくまでも、耐震や免震といった構造体が、大きく3つあるということを示した。また、光やオープンスペース、議会の場所、公園と隣接している事などを最大限活かし進めていきたい。

委員：旭市も津波で大きな被害があった。今後、南海トラフ地震などにより津波が内陸まで来る事も想定しなければならない。安全・安心を支える庁舎、防災拠点としての庁舎とするため、防災機能の部分を上層階に配置するべきである。津波が来て市役所が機能しなくなってしまうと大変である。そこまで想定した建物の造り、機能配置が大事であり、何十年後に想定される大災害を視野に入れて進めてもらいたい。

事務局：議題2「旭市新庁舎建設基本計画（素案）について」の説明。

- ・第4章 新庁舎建設に向けた事業計画
- ・第5章 設計に向けて
- ・別紙 選定手法の比較（DBO・PFI方式）について説明を行う。

委員：施工者の選定方法として、PFIはファイナンス、つまりお金がついてくる。例えば、企業が何かを造りたいと考えた時に、お金がない場合、他から一時的にお金を出してもらって運営資金等で返しますという仕組みである。庁舎では、そのイメージが沸きづらい。例えばゴミ焼却施設を建設する時に、仮に200億円の費用がかかるといった場合、資金を一時的に出してもらった所へ、維持管理費などから一年ごとに、30年間に渡り支払っていくという形だが、その何十年間の資金のやり取りの担保を取らないといけない。PFIは庁舎には馴染まないと思っている。旭市は、資金計画がしっかりしているので、庁舎整備基金の中で運用できるのなら、この先30年近く借金を抱えるとか、またその間の維持管理における問題が生じたりする事を考えればPFIは除いても構わないと思う。あと、一般競争入札とデザインビルドについてですが、市で基本計画ができて方向性が示されれば、それを受けとめた基本・実施設計をできる業者に委託して、設計が出来た時点で建設という流れがある程度できるのであれば、施工者の選定については一般競争入札で良い気がする。それから、設計者の選定についても、プロポーザルは、業者からの提案を見て、市の意向にあった設計者を選べる手法。コンペティションは、様々な設計案が出てきた中から選ぶことができる。そういった意味からプロポーザルの方が、我々の意向が入っていけるのかなと考える。

委員：施工者の選定方法の一般競争入札方式ですが、工事が大きなものになるので、地元業者の参加は難しいところもあるかと思いますが、建設後の管理や急な修繕等の対応を考えて参加条件を検討してほしい。

事務局：大きい建設会社と地元建設会社が組むジョイントベンチャー（JV）という方法もある。

委員：プロポーザルによる設計は強くなっていく。地元産の建材を使用するなどの意向は設計の時点でしっかり反映させなければならない。

先ほど通行の区分の話があったが、床材を極端に色分けするなどの方法を、設計が終わってからでは遅いので、設計段階で市の意向を十分取り入れてもらえるよう時間をかけてもらいたい。

議 長：今後のスケジュールについてはどうなるのか。

事務局：本日の会議での意見を参照しながら、基本計画（案）という形をとらせていただき、議会へ報告させていただくとともに、市民等から意見を募集するパブリックコメントを実施します。その後に再度、市民会議で報告をさせていただき、最終的に基本計画を年度内に策定できればと考えております。

議 長：それでは、この基本計画（素案）の内容については了承していただいたという事で、また本日の意見を反映してもらい進めてもらいたいと思います。本日の会議を終了する。

【会議 閉会】 12 : 10 終了